

元気発進！ 子どもプラン

～「子育て日本」を実感できるまちの実現を目指して～



北九州市次世代育成行動計画
(平成 22～26 年度)

「子育て日本」を
実感できるまちの
実現を目指して



編集・発行

北九州市子ども家庭局
子ども家庭部子ども家庭政策課
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
TEL.093-582-2550 FAX.093-582-0070

電子メール・アドレス

kod-katei@city.kitakyushu.lg.jp

平成22年3月
北九州市印刷物登録番号
09050568号



このパンフレットの再印刷を希望していただく場合は、事前に北九州市印刷物登録センターへお問い合わせください。

はじめに

子どもは、社会の希望であり、未来への力です。

次代を担う子どもたちが、親や家族の愛情、地域社会の見守り・支え合いを受けながら、幸せに一步一步、自立した責任感のある社会人へと成長していくことは、市民全員の願いです。

これまで、本市では、子育て世代のニーズを踏まえながら、保健、医療、福祉、教育をはじめ、幅広い施策を計画的、総合的に展開してまいりました。



このたび、家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の“子育て力”を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや、子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現に向けて、その指針となる「元気発進!子どもプラン」を策定しました。

この計画の策定にあたっては、市民アンケートや子育て支援施設等の現地調査、広く市民の皆様から意見をお伺いするタウンミーティングなどを実施し、子育て家庭や子育て支援に携わる方々などの現状や、市民ニーズの把握に努めており、市民の皆様が目線に立った計画となるよう心がけました。

また、この「元気発進!子どもプラン」には、保育サービスや放課後児童クラブの充実、青少年の自立支援など、地域社会全体で支援していくことにより、子どもやその親はもちろん、それを支える地域の方々も一緒に“元気”になるように、また、地域が一体となったワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や、障害のある子どもの早期発見・相談・支援、市民への子育てに関する情報発信など、これまでの取り組みをさらに充実させ、新たに“発進”していこう、という思いを込めています。

今後とも、市民の皆様には、北九州市が、地域社会全体で子どもやその親を温かい目で見守り応援していく、子育てにやさしいまちとなるよう、この計画についてご理解をいただくとともに、その推進にあたって一層のご協力をお願い申し上げます。

平成22年2月

北九州市長 北橋 健治

もくじ

☆「元気発進!子どもプラン」について	1
☆「元気発進!子どもプラン」の構成	4
☆各施策における現状・課題、主な事業、成果の指標(目標)	6
【参考】北九州市の出生数等の推移	21

「元気発進!子どもプラン」について

計画の基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもの育成は、子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとって重要な意味を持ちます。そのため、「子どもの成長」と「子育て」について、すべての市民が自分の問題として捉え、その置かれた状況に応じた役割を果たし、地域社会全体で支えなければなりません。

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

計画の位置付け

- 北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すもの。
- 北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)の部門別計画。
- 計画の策定根拠は、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」(平成27年3月31日までの時限立法)。

計画期間

平成22～26年度(5年間)



計画の視点

基本理念を踏まえ、次の4つの項目を、計画の策定や推進にあたっての視点としました。

1 子どもの視点

子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重するように配慮する必要があります。

また、子どもを、育てられる立場から自ら育つ主体として捉え、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で子どもの健全な成長を促進する「子育て」の視点が必要です。

2 地域社会全体で支援する視点

地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が力を合わせて子どもと子育て家庭を支える「子育て支援型社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

また、子育ては男女が協力して行うべきものであることから、「男女共同参画社会」の実現を図る視点も重要です。

3 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。



4 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭を支援するという視点から計画を推進します。

特に、社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、障害のある子ども、児童虐待など特別な支援を要する子どもや家庭への支援について充実します。



2

計画の特長

1 市民の皆様の目線や子どもの視点を大切に

市民アンケートや、子育て支援施設等の現地調査、タウンミーティングなどを実施することにより、子育て家庭や子育て支援に携わる方々など、現場の実態や市民ニーズの把握に努め、市民の皆様の目線や子どもの視点に立った計画となるよう心がけました。

2 現状・課題をきめ細かに整理し、計画に明記

これまでの取り組みの実績や成果などの具体的なデータをもとに、きめ細かに現状・課題を整理して、それらを計画に明記しました。

3 計画を推進しながら、取り組みの成果をきちんと評価

保育サービスや放課後児童クラブといった施策ごとに、どの程度の成果があったかを把握するため、それを判断するための目安となる指標と、その目標を定めました（例えば、保育所の待機児童数を指標とし、年間を通じた解消を目標とする）。

これにより、取り組みの点検・評価を行いながら、改善を図っていきます。



【計画策定まで】

これまでの取り組みの実績・成果の整理

具体的データ等をもとに、現状・課題の整理

取り組み（施策）の方向性と目標の設定

具体的な事業の検討

3

計画の構成としては、4つの政策分野を設定、その下に15の施策を整理し、取り組みの方向性や具体的な事業を盛り込みました。

政策分野
1

仕事と子育ての両立支援

～きびきびお仕事、いきいき子育て～

男女が共にいきいきと楽しく子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みを推進。

あわせて、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど子育て支援サービスを充実。

[施策と方向性]

(1)働き方の見直し

『男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進～』

(2)保育サービス

『保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現』

(3)放課後児童クラブ

『希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』



政策分野
2

安心して生み育てることができる環境づくり

～ゆったりお産、すくすく子育て～

妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実。

また、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄化する中で、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進。

[施策と方向性]

(1)母子保健

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

(2)母子医療

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

(3)子育ての悩みや不安への対応

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』



政策分野
3

子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

～のびのび成長、きらきら未来～

地域社会全体で子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進。

家庭は、安らぎの場であると同時に、子どもが基本的な生活習慣や規範意識等を身に付ける教育の場であることを重視し、その教育力を育成。

さらに、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりや生活環境の整備を推進。

[施策と方向性]

(1)就学前教育

『質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充』

(2)青少年の健全育成

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

(3)若者の自立支援

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

(4)家庭の教育力の向上

『学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上』

(5)安全・安心なまちづくり

『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』

政策分野
4

特別な支援を要する子どもや家庭への支援

～あったか見守り、あんしん子育て～

家庭での養育が困難なため社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援を充実。

また、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安に対応し、必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実。

[施策と方向性]

(1)社会的養護が必要な子どもへの支援

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにたくましく、自立できる社会環境づくり』

(2)ひとり親家庭への支援

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

(3)児童虐待への対応

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

(4)障害のある子どもへの支援

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

具体的な事業 358事業 (うち新規・拡充 92事業) ※平成22年2月時点